

令和8年度リース方式による県有施設太陽光発電設備導入事業公募

令和8年9月30日付けの質問書への回答

	質問内容	回答
1	対象設備が、不可抗力や保険付保対象外の事故等により一時的に使用できない場合のリース料及び修復・代替対応の取扱いをご教示ください。 また、自然災害等の事故が原因で年間発電量が想定発電量の8割を下回った場合はリース料の減額や契約解除等を行わないという理解でよろしいでしょうか	【保険等の補償範囲を超える損害等の取扱いについて】 仕様書「別紙2 予想されるリスクと責任分担」において、「天災などの不可抗力による設備等の損傷」については、保険等に入っていることを前提として県と事業者の双方が責任分担することとしております。 一方で、保険等による補償や事業者の対応を超える損害等が生じた場合の負担割合等については、現時点ですべてを一律にお示しすることは困難であり、事故発生時の状況や因果関係等を踏まえ、個別案件ごとに県と事業者で協議のうえ決定することとなります（仕様書7）。 参考：7 責任分担の基本事項 上記（1～6）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙2」及び下記のとおりとする。<u>また、これに定めのないものは協議により決定する。</u> 【自然災害等により年間発電量が想定8割を下回った場合の取扱いについて】 自然災害等の不可抗力による事故等が原因で年間発電量が想定発電量の8割を下回った場合であっても、リース料の自動的な減額や直ちに契約解除を行うものではありません。ただし、事業者におかれましては、加入している保険等を活用して設備の入れ替えや修理等の必要な対応を行っていただき、発電機能の維持・回復に努めていただくこととなります。
2	仕様書6には、パワーコンディショナーを運転開始日から10年目・20年目に新品に交換と記載があります。本交換は、県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱第12条および補助金等の交付に関する規則第21条の対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 仕様書6に基づくパワーコンディショナー（PCS）の10年目および20年目における新品への計画的交換は、本事業の安定的な運用を確保するためにあらかじめ予定されている維持管理業務（定期的な機器更新）の一環です。 これは県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱第12条および補助金等の交付に関する規則第21条に定める「財産処分」（知事の承認が必要となる財産の目的外使用・譲渡・貸付け等）の制限に該当するものではなく、補助金に係る財産処分手続きの対象とはなりません。
3	仕様書第6項に定めるPCSの10年目及び20年目の新品交換は、故障の有無や保証・保険への加入にかかわらず必須であり、その費用をリース料に含める必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 仕様書6に定めるパワーコンディショナーの運転開始後10年目および20年目の新品への交換は、故障の有無やメーカー保証、各種保険への加入状況にかかわらず必須の条件となります。 したがって、当該交換に要する費用も含めて、リース料を算定・提案していただく必要があります。

	質問内容	回答
4	現地調査時に既設管路等の使用について、管路に余裕があった場合は使用可能との回答を頂いており、使用は問題ありませんか。採択後に変更があった場合はリース料は別途協議頂ける認識で宜しいでしょうか。	【既設管路等の使用及び変更について】 事前の現地調査等において余裕が確認でき、施設の保安上・管理上支障がないルートであれば使用することは可能です。ただし、具体的な配線ルートを選定にあたっては、仕様書5に定めるとおり、必ず事前に県（施設管理者等）との協議を行い、承認を得て決定していただく必要があります。 【採択後の変更およびリース料の取扱いについて】 採択後の詳細調査や設計等において変更が生じた場合の協議については、公募要領「10 契約の締結」に「選定した事業予定者と詳細を協議し…その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある」と規定されているとおり、変更の内容について別途協議を行うことは可能です。 ただし、変更が生じた場合であっても、公募要領等で定める上限額（リース料）を超えることは認められません。リース料については、あくまで公募要領で定める上限額の範囲内であることが前提となります。
5	【様式4－3】過去の類似業務実績について 過去の類似業務実績に添付する契約書の写しについて、実績の確認に必要な事項を除き、個人情報等の一部を黒塗りして提出しても差し支えないでしょうか。	一部黒塗りを行うことは差し支えございません。 ただし、類似の実績であるか確認を行うため、契約相手方（自治体か民間か判別できる程度でも可）、契約金額（同規模の事業か分かる程度でも可）、契約期間、およびその契約内容は分かるようにしてください。